

社 労 連 第 6 4 4 号
令 和 2 年 1 2 月 4 日

都道府県会社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

国際社会保障協会（ISSA）情報サービスへのアクセスについて

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当連合会の事業運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

昨年6月4日の第387回正副会長会、第151回常任理事会及び第214回理事会において、国際社会保障協会（以下「ISSA」という。）へ準会員として加盟することについて承認をいただき、本年4月1日付にてISSA準会員として正式に加盟したところです。

ISSAは、年金、医療、失業、労災、児童、介護等の社会保障分野を担当する政府機関、中央機関、連合体の団体等を会員とする非営利国際機関です。1927年、国際労働機関（ILO）総会での採択を受けて発足し、各国各機関が運営する社会保障制度や政策の発展・向上のため、専門知識の提供や支援を通じて優れた社会保障運営をすることを目的としており、150を超える国の社会保障の中央機関・団体等である320以上の団体が加盟しています。

日本では、厚生労働省や日本年金機構、健康保険組合連合会及び国民健康保険中央会が、社会保障制度を運営するする団体として正会員として加盟しており、今般連合会は準会員として加盟いたしました。

加盟によりISSAの提供する情報サービスへアクセスすることが可能となったことを受け、社労士の皆様に当該サービスへアクセスいただく方法について、ご案内申し上げます。

つきましては、貴職におかれまして、貴会会員あて、別添のアクセス方法について周知賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

（担当：社労士制度推進戦略室国際課）